

事務連絡
令和6年5月27日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室

知的障害に係る療育手帳の保有者における
臓器提供の意思表示の適切な取扱いについて（情報提供）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

今般、公益社団法人日本臓器移植ネットワークより、当該法人が行ってきた臓器のあっせんにおいて、知的障害に係る療育手帳の保持者の臓器提供に係る意思表示を一律に無効とする運用を行ってきた旨の報告を受けたことを踏まえ、別紙のとおり、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長及び各眼球あっせん機関の長宛てに通知を発出したことから、情報提供いたします。